

総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例 5 4 号

総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 2 5 年総社市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 （1）学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u> （2）学校教育法による大学の<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u> （3）学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程（以下</u>	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 （1）学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程<u>において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2）学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又

改 正 後	改 正 前
「<u>専門職大学前期課程</u>」という。)を含む。)又は<u>高等専門学校</u>(次号において「<u>短期大学等</u>」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業(専門職大学前期課程にあっては、修了。次号において同じ。)した後、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) (4) <u>短期大学等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) (5) <u>学校教育法</u>による高等学校又は中等教育学校(次号において「<u>高等学校等</u>」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) (6) <u>高等学校等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) (7) 10年以上水道等の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) (8) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、<u>学校教育法</u>による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業したものにあっては2年以上、第2号に規定する学校を卒業したものにあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号に規定する学校を卒業したものにあっては1年以上、第2号に規定する学校を卒業したものにあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。) (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に	はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>学校教育法</u>による高等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 10年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 第1号又は第2号の<u>卒業生</u>であって、<u>学校教育法</u>による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の<u>卒業生</u>にあっては1年以上、第2号の<u>卒業生</u>にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び<u>学科目</u>又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は<u>学科</u>

改正後	改正前
修得した後、当該各号に規定する最低経年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（当該各号に規定する水道等の最低経年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） (12) 略 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に	目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (9) 略 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。 (1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改 正 後	改 正 前
関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	(3) 略 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において取得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。